

令和5年度

## 日新小学校父母と教師の会総会

期日：令和5年4月22日（土）

時間：10:45～11:30

場所：日新小学校 体育館

（進行：事務局長）

### 1 開会のことば

### 2 あいさつ

- PTA会長
- 校長

### 3 議長選出

### 4 報告・協議（D・・・日新小 HP より、データをご覧ください）

- (1) 令和4年度PTA事業報告（D）
- (2) 令和4年度PTA・給食会計決算報告並びに監査報告
- (3) (1)(2) 審議並びに承認
- (4) 令和5年度PTA役員選出

- ① 令和5年度 会長、副会長、監事の提案 → 審議及び承認
- ② 役員委嘱及び席移動
- ③ 新会長挨拶

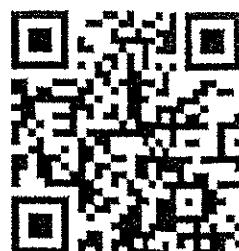
※ 令和4年度で退任する役員への感謝

※ 感謝状贈呈

- (5) 令和5年度PTA事業計画について（D）
- (6) 令和5年度PTA予算について
- (7) (5)(6) の審議並びに承認
- (8) その他

### 5 その他

### 6 閉会のことば



日新小学校 HP

## 令和4年度日新小学校PTA事業報告

月 日	事業名	関連する行事・会議等
4月 7日(木)	事務局会議①	
4月 8日(金)	入学式	
4月15日(金)	PTA理事・評議員会議①	
4月23日(土)	授業参観 3校時限(給食なし) PTA総会、学年学級懇談会	
5月 6日(金)	PTA拡大理事会	5/6~14各専門部会・各学年部会
5月18日(水)		地区PTA協議員会(総会)新庄小
5月21日(土)	運動会	
5月 一日(→)	日新学区小中PTA連絡会④	
月 日( )	小中PTA合同健全育成部会議	
7月15日(金)	学校運営協議会① 兼 日新学区小中一貫推進協議会①	
7月 6日(水)		市PTA連絡協議会①ゆめりあ
7月上旬	町内懇談会	
7月13日(水)	事務局会議②	
8月25日(木)	日P第3分科会 前日準備 文化会館	日本PTA全国研究大会山形大会前日準備
8月26日(金)	日P第3分科会 役員・一般参加	日本PTA全国研究大会山形大会分科会
8月27日(土)		日本PTA全国研究大会山形大会全体会
9月 9日(金)	校内相撲大会	PTA三役、厚生部、母親委員会
9月21日(水)	事務局会議③	
10月29日(土)	創立記念合唱祭	小中PTA合同合唱
11月 9日(水)	事務局会議④	
11月16日(水)	夢事業(研修部) 「スーパー サイエンスマジックショー」	
11月29日(火)	第2回PTA理事会・学校保健委員会 (紙面開催)	
2月 8日(水)		市PTA連絡協議会②ゆめりあ
2月15日(火)	事務局会議⑤	
2月24日(金)	学校運営協議会③ 兼 日新学区小中一貫推進協議会②	
2月 一日(→)	日新学区小中PTA連絡会②	
2月21日(火)	PTA理事・評議員会議②	
3月18日(土)	卒業式	3/16中学校卒業式

## 【最終報告】

## 令和4年度 日新小学校PTA( 健全育成部 ) 部会

月日	事業内容
5月18日	第1回健全育成部役員会(今年度の活動計画確認)
5月21日	運動会役員協力(救護係)[部長・副部長]
5月27日	小中合同健全育成部役員会(事前打ち合わせ)
6月13日	小中合同健全育成部会 ①今年度活動内容について ②町内懇談会及び小中合同奉仕活動について ③こども110番について
7月25日	モニターカード配布 こども110番新規連絡所の確認と登録に関する文書配布(健全育成部員)
2月下旬	健全育成部だより配布
3月中旬	新旧健全育成部員引継会
(町内懇談会)⇒本年度は開催見送り。従来の開催形態と変更して来年度から行う予定。 ①5月27日 小・中PTA会長、小・中教頭先生、中学校佐藤先生、小・中健全育成部長が出席して話し合いが行われました。 来年度以降の町内懇談会の持ち方の提案として、各地区の区長、小・中健全育成部員等が体育館に一堂に会して、講演会などの研修的なものを聞きその後、各町内ごとに分かれて話し合いをする～といった流れでの開催はどうか、との意見になりました。 ②昨年のPTA山形県全国大会にて PTACの会(Parent-Teacher Association+Community)と称し 保護者・学校・地域一丸となって健全育成に取り組む例が紹介され 今後の懇談会の持ち方について、参考になりました。 ・心肺蘇生法講習 プール監視⇒プール改修工事に伴いありませんでした。	

(最終報告)

令和4年度 日新小学校PTA厚生部会

月 日	事 業 内 容
5月13日 (金)	第1回厚生部会 18:00～ (年間計画確認、運動会の役員協力、プール清掃についてなど説明)
5月20日 (金)	運動会前日準備協力 (テント設営、陣屋組立など)
5月21日 (土)	運動会運営協力 (当日準備、決勝審判など)
5月28日 (土)	プール清掃参加(整備部、PTA理事、先生方の参加にて) 午前7:00～8:30頃まで
	以上
	(その他行事)本年度中止になった活動
	心肺蘇生法講習会、夏休みプール監視、相撲大会審判役員 (今後、来年度に向けた提案等)
本年度も運動会の準備、プール清掃と部員の方の積極的な協力を頂き活動することができました。厚生部は、運動会などの行事に役員として参加することで、子供とのより深い思い出ができた事と思います。来年度も更なる充実した活動にしてほしいと思います。	

【最終報告】

## 令和4年度 日新小学校PTA 広報 部会

月 日	事業内容及び成果(やって良かった事)・PR等
5月17日	広報部全体会 (事業計画,役割担当決め,誌面内容検討)
5月21日	運動会 (広報誌用写真撮影,駐車場係の対応)
6月6日	広報部写真撮影における規定を制定
9月6日	広報部会2回目 (誌面内容検討・編集作業)
11月22日	広報部会3回目 (誌面内容検討・編集作業)
1月15日	校正
2月下旬	発行
(今後、来年度に向けた提案等)	
・広報部による写真撮影、管理取扱い方法について新たに規定を設けました。 来年度の継続運用を期待します。	
・1年当たり2誌発行が通例であったが、今年度より前期/後期合併しての誌面構成を検討し 部員と関係各位協力のもと発行に向けて取り組みました。	
・コロナ収束の兆しが見えないなかで、現在の状況に合わせて工夫しながら活動を行いました。	

【最終報告】

令和4年度 日新小学校P T A（ 整備 ）部会

月　　日	事業内容及び成果（やって良かった事）・P R等
5月 13日	整備部会 顔合わせ、運動会の役割分担、プール清掃の連絡 いこいの池掃除の連絡
5月 21日	運動会役員協力
5月 28日	プール清掃作業
7月 2日	いこいの池掃除
(今後、来年度に向けた提案等) 今年度もコロナ禍の中ではありましたが、子どもたちのためにいこいの池掃除の活動を行いました。 来年度は、コロナ前の活動を行っていけるとよいと思います。	

# 令和4年度 日新小学校 PTA 研修部会 【最終報告】

日 時	事業内容および成果(やって良かったこと)・PR 等
5月13日（金） 第1回 PTA 研修部会 18：00～	①顔合わせ・自己紹介、主な年間計画の確認、②今年度の研修部会の役割分担、 ③運動会に関する仕事分担の確認（駐車場係）、④副部長2名の選出について、 ⑤第70回日本PTA全国研究大会・第54回日本PTA東北ブロック研究大会 山形大会への動員要請について、⑥夢事業の企画・運営について
5月21日（土）	<b>大運動会</b> （駐車場係・本部用机といす片付け）
5月27日（金） 第2回 PTA 研修部会 18：00～	①運動会の役割分担の振り返り、②年間計画（PTA全国研究大会、夢事業の企画運営）について、③副部長2名の選出について
9月27日（火） 第3回 PTA 研修部会 18：00～	①夢事業の企画内容の提案、②夢事業当日の研修部員の動きの確認、 ③事前の役割分担と内容確認、④第4回 PTA 研修部会（「夢事業」直前確認）について
11月9日（水） 第4回 PTA 研修部会 18：00～	①各係ごとの進捗状況の確認、②夢事業当日の動きのシミュレーション (必要に応じてリハーサル)、③当日の仕事内容・時間などの確認
11月16日（水）	<b>創立記念夢事業</b> キャラメルマシーンさんによる「スーパーサイエンスマジックショー」
(☆今後、来年度に向けた提案等)	
○夢事業当日、講師がタクシーで来校した際に、小学校の入り口が分からずしばらく歩き回っていたと後から耳にしたので、総括する係としてもっと周りに目を配る必要があったと反省いたしました。	

## 【最終報告】

## 令和4年度 日新小学校PTA（母親委員会）

月　日	事業内容及び 成果（やって良かった事）・PR等
5月 17日	第1回母親委員会（活動計画）
5月 21日	運動会 受付手伝い
5月 27日	お便り配布（おさがり品募集・申し込み用紙・母親委員募集）
6月 4日	最上地区家庭教育支援フォーラム 兼最上地区PTA協議会母親委員全員研修会
6月 13日	第2回母親委員会（おさがり品の配布） おさがりBOXの設置（マラソン大会）
7月 21日	お便り配布（おさがりBOX設置の告知）
7月 25日	おさがりBOXの設置（授業参観）
11月 4日	お便り配布（おさがり品募集・申し込み用紙）
11月 8日	第3回母親委員会（おさがり品の手入れ・整頓）
11月 14日	お便り配布（おさがりBOX設置の告知）
11月 21日	おさがりBOXの設置（授業参観）
11月 30日	第4回母親委員会（おさがり品の配布）
1月 20日	お便り配布（おさがりBOX設置の告知）
1月 30日	おさがりBOXの設置（授業参観）
2月末	第5回母親委員会（予定）
(今後、来年度に向けた提案等)	
来年度に向けて	
・母親委員のメンバー確保について	

# 日新小学校父母と教師の会会則

## 第一章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、日新小学校の父母と教師の会（以下「PTA」という）という。

### (組 織)

第2条 本会は、日新小学校児童の保護者並びに本会の趣旨に賛同するもので組織する。

### (事務局)

第3条 本会の事務局を日新小学校におく。

### (目 的)

第4条 本会は、日新小学校の教育振興と会員の教養と親睦を深めるために、家庭・地域の教育活動の充実と、教育環境の整備に資することを目的とする。

### (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育の振興に寄与すること
- (2) 教育研究・調査に関すること
- (3) 会員の研修及び親睦に関すること
- (4) 社会教育・家庭教育に関すること
- (5) 教育環境の整備と浄化に関すること
- (6) 給食運営に関すること
- (7) その他必要なこと

## 第二章 機関

### (機 関)

第6条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総 会           (2) 評議員会           (3) 理事会           (4) 専門部会
- (5) 学年部会       (6) 事務局会       (7) 給食管理運営委員会
- (8) 母親委員会

2 総会は会長が年1回召集して開き、本会の最高決議機関として次の重要事項の審議にあたる。

- (1) 事業に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 役員の選任に関すること
- (4) 会則の変更に関すること
- (5) その他重要なこと

3 評議員会は、必要に応じ会長が召集し、総会に代わる決議機関として開催する。

4 理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局員及び理事をもって構成し、事業執行のために、総合企画及び各専門部事業の連絡調整等の協議などにあたる。

5 専門部会は、次の事業の執行にあたる。

- (1) 広 報 部      会員の広報及び文化・研修活動に関すること

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (2) 健全育成部 | 児童の健全育成及び福祉に関すること |
| (3) 厚生部   | 体育活動及び福祉に関すること    |
| (4) 整備部   | 教育環境の整備及び浄化に関すること |
| (5) 研修部   | 夢事業及びPTAの研修に関すること |

6 学年部会は、各学級部長、副部長をもって構成し、必要に応じてこれを開き、学年の事業（主に親睦に関するここと）の執行にあたる。

- (1) 学年役員会は、学年選出の役員（学級部長・副部長、専門部員、母親委員）をもって構成し、必要に応じて学年部長が招集し、学年活動を実施する。
- (2) 学級役員会は、学級選出の役員（学級部長・副部長、専門部員、母親委員）をもって構成し、必要に応じて学年部長が招集し、学級活動を実施する。

7 事務局会は、PTA三役（会長、副会長、事務局長）及び、事務局員をもって構成し、PTA全体の企画立案及び会務の処理にあたる。

8 給食管理運営委員会は、PTA三役及び、事務局員をもって構成し、学校給食の安定した運営のための会務の処理にあたる。

9 母親委員会は、母親委員をもって構成し、文化活動の促進やその環境整備にあたる。

### 第三章

#### (役員)

- 第7条 本会に次の役員を置き、任期は1年とし、補欠選任は残任期間とする。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名（うち1名は教頭） (3) 評議員 若干名
  - (4) 理事 12名 (5) 専門部長、学年部長、母親委員長 各1名
  - (6) 副部長・副委員長 原則各1～2名 (7) 専門委員、母親委員 若干名
  - (8) 学級部長、副部長 各1名 (9) 事務局長 1名 (10) 事務局員 若干名

2 本会の理事は、専門部長、学年部長、母親委員長とする。

#### (任務)

- 第8条 役員は、次のことにあたる。
- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
  - (3) 評議員は、評議員会を構成し会務の審議にあたる。
  - (4) 理事は、理事会を構成し会務の執行にあたり、又各研修会に参加する。
  - (5) 専門部長は、専門部を統轄し、各部の事業の執行にあたる。
  - (6) 学年部長は、学年の代表とし、学年の事業の執行にあたる。
  - (7) 学級部長は、学級の代表とし、学級の事業の執行にあたる。
  - (8) 事務局長は、事務局を統轄し、事務局員は、庶務及び会計にあたる。
  - (9) 監事は、業務及び会計の監査にあたる。
  - (10) 母親委員長は、母親委員会の代表とし、委員会活動の執行にあたる。
  - (11) 各副部長、副委員長は、部長、副委員長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。

(選 任)

第9条 役員の選任は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、評議員会で選出し、総会において承認を得る。
- (2) 評議員は、各地区より1名を選出する。
- (3) 専門部長および母親委員長は、総会の承認を得て会長が委嘱する。また、学年部長・副部長、専門部副部長、母親委員会副委員長は会長が委嘱する。
- (2) 専門部員のうち、健全育成部員は、原則として各地区より1名を選出する。
- (3) 専門部員のうち、広報部員、厚生部員、整備部員、研修部員は、学級から1名を選出することとする。但し、学年内で調整し、学級数と同じ総数を選出すればよいものとする。
- (4) 学級部長・副部長は、学級から1名を選出する。
- (4) 学年部長、副部長は、学級部長・副部長の互選とする。
- (5) 事務局長、事務局員は会長の委嘱とする。

(顧 問)

第10条 本会の相談役として、顧問を置くことができる。

第四章 会 計

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金並びにその他の収入によってこれにあたる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(簿 冊)

第13条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 会則 (2) 役員名簿
- (3) 会計簿 (PTA会計、給食会計、給食管理運営委員会会計)
- (4) 備品台帳 (5) 会議録 (6) その他の簿冊

付 則 会則は、昭和57年4月23日より改正施行する。

昭和58年4月1日より施行する。

昭和62年4月15日より改正施行する。

平成元年3月28日より改正施行する。

平成6年4月28日より改正施行する。

平成10年4月27日より改正施行する。

平成15年5月2日より改正施行する。

平成16年4月28日より改正施行する。

平成17年4月28日より改正施行する。

平成22年4月23日より改正施行する。

平成23年4月25日より改正施行する。

平成27年4月24日より改正施行する。

平成30年4月21日より改正施行する。

令和3年4月24日より改正施行する。

# 日新小学校父母と教師の会慶弔規定

第1条 この規定は、日新小学校父母と教師の会会員の慶弔に関して定める。

第2条 この規定は、次の場合に適用する。

- (1) 会長、副会長、事務局長が退任した場合
- (2) 理事及び監事が連続3年以上その任に当たって退任した場合
- (3) 本校教職員（以下職員という）が転退職した場合
- (4) 会員の死亡の場合
- (5) 教職員の死亡の場合
- (6) 本校児童（以下児童という）の死亡の場合
- (7) 会員の災害等での被災の場合

第3条 前条の場合は、次の基準によって慶弔する。

- (1) 前条第1号及び第2号の場合は、感謝状をおくる。
- (2) 前条第3号の場合は、餞別として、3,000円をおくる。
- (3) 前条第4号から第6号までは、次の香典をおくる。
  - ① 会員の死亡 10,000円
  - ② 教職員の死亡 10,000円
  - ③ 児童の死亡 10,000円
- (4) 前条第7号の場合は、被災の状況に応じて事務局会で審議、決定し、理事・評議員会で報告する。

第4条 この規定にさだめなくとも、特に必要な場合は、理事会で審議、決定し、評議員会において報告する。

第5条 この規定は、昭和56年4月1日より施行する。

昭和60年4月19日より変更施行する。

平成元年3月28日より変更施行する。

平成17年4月28日より変更施行する。

平成19年5月 1日より変更施行する。

平成25年4月22日より変更施行する。

## 令和5年度日新小学校PTA本部予定（案）

月　日	事業名	関連行事・会議、地区・市の会議等
4月 7日（金）	事務局会議①	
4月 8日（土）	入学式	
4月13日（木）	PTA理事・評議員会議①	
4月22日（土）	授業参観 3校時限（給食なし） PTA総会、学年学級懇談会	
5月 2日（火）	PTA理事会②	5／8～12各専門部会・各学年部会
5月17日（水）		地区PTA協議員会（総会）新庄小
5月20日（土）	運動会	
7月 5日（水）		市PTA連絡協議会①ゆめりあ
7月 8日（土）		地区PTA研修大会戸沢大会
7月上旬	町内懇談会	
7月18日（水）	事務局会議② 学校保健委員会	
9月20日（水）	事務局会議③	
10月 8日（日）		県PTA研修大会西置賜大会
10月28日（土）	創立記念合唱祭	
11月 8日（水）	事務局会議④	
11月 日（）	夢事業（研修部）	
2月 7日（水）		市PTA連絡協議会②ゆめりあ
2月14日（水）	事務局会議⑤	
2月20日（火）	PTA理事・評議員会議②	
3月18日（月）	卒業式	3／16中学校卒業式

# 令和5年度 P T A学級選出役員の主な活動紹介

新庄市立日新小学校

## 1 専門部

### (1) 健全育成部：児童の健全育成及び福祉に関するこ

○ 活動回数 5回程度

○ 内容 子供の生活ルールづくり、交通安全立哨、あいさつ運動、町内懇談会等

### (2) 厚生部：体育活動及び福祉に関するこ

○ 活動回数 6回程度

○ 内容 運動会、体育施設の整備活動

### (3) 広報部：会員の研修及び文化活動、児童の教育活動の広報に関するこ

○ 活動回数 平均5回程度

○ 内容 P T A広報紙の編集・発行（年1回）、P T A新聞編集講習会参加等

※ 夜の会議に集まれる方希望

### (4) 整備部：教育環境の整備及び浄化に関するこ

○ 活動回数 6回程度

○ 内容 運動会協力、校舎内外美化作業

### (5) 研修部：P T Aの研修に関するこ

○ 活動回数 5回程度

○ 内容 夢事業の企画・運営、P T A研修会の企画・運営

校内外研修会への参加及び広報

### (6) 母親委員会：児童の文化活動の促進や教育環境の整備に関するこ

○ 内容 給食試食会協力、おさがりリサイクル、相撲大会の着付け協力等

※ 日中の活動が中心

## <学級部員>

○ 内容 学年行事、学級行事・茶話会の企画運営等

※ 例年、学年毎に校内ウォークラリー、親子レクリエーション、そば打ち体験  
スポーツ大会など、親子が一緒になって楽しめる活動を実施

## 令和5年度 学校集金について

### 1 口座振替（しんきん学校集金システム）による学校集金

保護者から金融機関と口座を指定していただき、指定日に集金額を引き落とし、学校に納入していただきます。

### 2 取扱金融機関

○庄内銀行 ○山形銀行 ○きらやか銀行 ○新庄信用金庫

### 3 口座振替回数と振替日

○5月～1月の 年間9回

○毎月10日（5月のみ20日。但し、土・日等金融機関休業日の場合は、翌営業日。）

口座引去日 5/22(月) 6/12(月) 7/10(火) 8/10(木) 9/11(月)  
10/10(火) 11/10(金) 12/11(月) 1/10(水)

※ 毎月1回のみの振替です。再振替は行いませんので、振替できなかった場合は、保護者の方から学校口座に振り込んでいただくことになります。その際、振込手数料（自己負担）がかかりますのでご注意ください。（直接学校にお持ち頂いても結構です。）

### 4 振替手数料

○ 振替1回につき 児童一人当たり16円（税込み） 毎月の集金に組み込まれています。

### 5 学校集金項目と金額

#### （1）児童一人当たりの集金（年額）

①給食費 約57,000円（1食285円×給食回数）

②学年教材費 約18,000円

③学校運営費 750円

④PTA安全会掛金 700円（下のお子さん550円）

⑤スポーツ振興センター掛金 460円

⑥修学旅行積立（5年生の10月から、6年生の8月まで）月額3,000円程度

#### （2）世帯当たりの集金（年額）

①PTA会費 2,400円 ②周年事業費 600円 ③教育充実費 2,700円

○ 演劇鑑賞料金・校外学習費は、隨時、集金袋で現金集金となります。

○ 詳しくは、「学校集金口座振替予定明細書」をご覧ください。

### 6 口座振替登録手続きについて

○ 「学校納入金口座振替依頼書」を記入し金融機関窓口で、確認印をもらって学校に提出します。

新入学時登録済み。

※口座変更希望の方は、事務室にご連絡ください。

### 7 領収確認について

○ 指定口座通帳が領収書代わりとします。通帳記帳により確認お願いします。

集金について不明な点等ありましたら、お気軽に事務室まで。担当 横渡（TEL22-0497）です。

## 令和5年度

新庄市第3子以降児童等学校給食費無償化事業および  
新庄市第2子児童等学校給食費半額補助事業について

保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、下記の要件に該当する第3子以降児童等の学校給食費の無償化および第2子児童等の学校給食費の半額補助を実施します。

※このお知らせは、制度の対象外となる方も含め、新庄市立学校に在籍する全ての児童生徒の世帯に配布しています。

## ● 第3子以降児童等学校給食費無償化の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて3人目以降の子の学校給食費が無償化の対象となります。(学校給食費の集金はありません。)

- ①新庄市内に住所を有し、小学校1年生から中学校3年生までの子が3人以上いる世帯。
- ②①の子のうち年長の者から数えて3人目以降の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

## ● 第2子児童等学校給食費半額補助の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて2人目の子の学校給食費が半額補助の対象となります。(学校給食費の集金が半額となります。)

- ①新庄市内に住所を有し、小学校1年生から中学校3年生までの子が2人以上いる世帯。
- ②①の子のうち年長の者から数えて2人目の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

## ● 無償化・半額補助の対象となる児童等の例

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化・半額補助の対象者
例1	中学生(ア)	中学生(イ)	小学生(ウ)		(イ) 半額 · (ウ) 無償
例2	高校生(ア)	中学生(イ)	中学生(ウ)	小学生(エ)	(ウ) 半額 · (エ) 無償
例3	高校生(ア)	高校生(イ)	中学生(ウ)	小学生(エ)	(エ) 半額
例4	高校生(ア)	高校生(イ)	中学生(ウ)		対象者なし

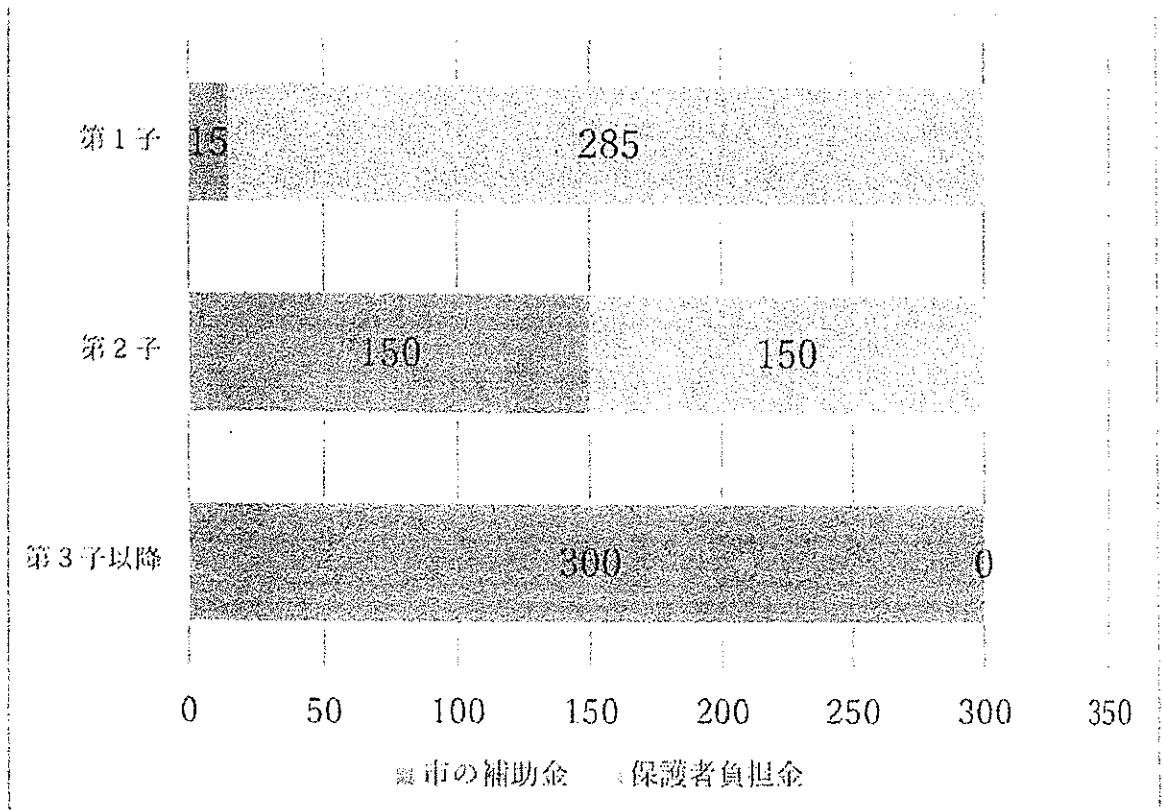
## ● 制度の対象となる場合

申請は不要です。対象となる児童等の保護者の方には、4月初旬に児童生徒を通じて、補助金該当通知書をお渡しします。対象となるにも関わらず、補助金該当通知書がお手元に届かない場合には、4月28日(金)までに学校教育課へお問い合わせください。

年度途中で世帯の状況に変更が生じた場合（就学させる義務を負う子の人数に変更があった場合や生活保護に関する変更があった場合）には、速やかに下記までご連絡ください。

## 令和5年度 給食費について

今年度の給食費における保護者負担金について、新庄市の「多子世帯学校給食費補助金」の活用により、以下のような内訳となります。



	新庄市からの補助金	保護者負担金
第1子	15円	285円
第2子	150円	150円
第3子以降	300円	0円

保護者の皆様へ

新庄市教育委員会  
学 校 教 育 課

## 就学援助制度のお知らせ

### 1 就学援助制度とは

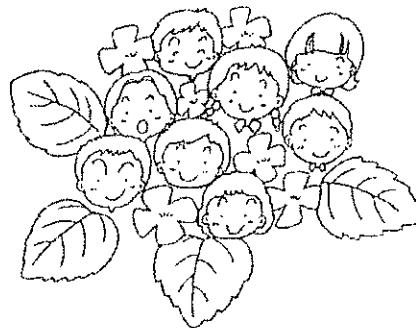
経済的な理由により、小・中学校への就学が困難なお子さんの保護者に対し、学用品費や給食費など、学校で必要となる費用の一部を援助する制度です。

### 2 就学援助の対象世帯

対象世帯は生活保護を受けている世帯（要保護世帯）と、これに準ずる程度に困窮していると認められる世帯（準要保護世帯）です。準要保護世帯の資格要件は次のとおりです。

新庄市内に住所があり、市内の小学校または中学校に通っている児童生徒の保護者で、『A生活保護が停止又は廃止された方（家計が著しく好転された方は除く。）』、『B市民税の非課税世帯の方』、『C児童扶養手当が「全部支給」の区分で支給されている方』、『D経済的理由でお困りの方』、『Eその他失業・倒産等、特別な事情があり援助を必要とされる方』です。

Cに関連しますが児童扶養手当が「一部支給」の区分で経済的にお困りの方については、Dの資格要件に該当すれば認定されます。Dについては世帯の年間の総収入額が生活保護の算定基準に準ずる方法で算定した需要額の1.3倍以下であることが認定の条件となります。ただし、この収入要件に合致しなくても、失業・倒産等の特別な事情により著しく生活が困窮しており、援助の必要があると教育委員会が判断した場合にはEの要件により対象となります。



### 3 支給費目及び支給方法

就学援助費には数種類の教育費目（注1）があり、学校を通じて年2回支給しています。このうち医療費については当市発行の子育て医療証を利用することで、無償で医療機関にかかることができます（保険適用内の医療行為に限る）。また要保護者には、保護費で援助されない修学旅行費を援助することとなります。

（注1）学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費等（小・中学1年生のみ）、入学準備学用品費（年長児、小学6年生のみ）、体育実技用具費、通学費、給食費、医療費、オンライン学習通信費

### 4 就学援助を受けるためには

学校や民生児童委員に相談→学校を通じて申請書類を教育委員会に提出→教育委員会が所定の基準に基づいて判定→認定されることで就学援助を受けることが可能となります。認定に際しては、生活実態を把握するために民生児童委員がお伺いする場合があります。

### 5 その他

経済状況が好転し、就学援助の必要がなくなったときは、必ず学校にお申し出ください。お問い合わせは在籍校または学校教育課（23-5003 担当直通）にお願いします。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度」および  
「山形県PTA連合会安全互助会補償制度」への加入について

**独立行政法人日本スポーツ振興センター**（用紙に医療機関や調剤薬局から記入してもらう）

- （1）学校管理下（登校から下校まで）で、児童・生徒の災害（けがなど）が発生したときに、給付  
（2）医療費が5,000円以上かかった場合（保険治療で1,500円以上支払った場合）に適用

**掛け金は、児童一人 460円**

**山形県PTA連合会安全互助会**（用紙に保護者から記入してもらう）

**（1）傷害補償**

①学校管理下外での児童・生徒の傷害事故を補償

- ・学校管理下外（家庭内、休日、スポーツ、登下校時等）での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含む）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償。
- ・事故の日からその日を含めて7日目以降において入院・通院保険金を支払いする条件を満たしている場合に限り、支払いの対象になります。  
(例) 自動車にはねられてケガをした、自転車で転倒してケガをして、スキーをして捻挫した自宅や外出先の建物内での火災によりケガをした

②PTA主催・共催行事に参加中のPTA会員（児童・保護者・教職員）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含む）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償。

- ・入院や通院は1日目から保険金支払いの対象になります。

(例) PTA奉仕作業中にケガをした、PTA球技大会に参加してケガをした、PTA行事参加の途中でケガをした

**（2）賠償補償**

①児童の行為によって生じた偶然な事故により、児童・親権者およびその他の法定の監督義務者が他人に法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

(例) 自転車に乗っているときに停車中の他人の車にキズをつけた、キャッチボールをしていて隣の家の窓ガラスを割った、商店内の物品や設備品・施設などを誤って破損したなど

②PTA活動中の偶発的な事故に起因して、第三者の身体や第三者から借り受けたものに賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

(例) 借りた会場などで誤って設備や備品を壊した、球技大会で打球が第三者の自動車に当たり破損したなど

**掛け金は、一世帯（親と児童一人）700円**

**児童一人増すごとに 550円追加**

**教職員は一人 360円（教職員には賠償補償なし）**

\*学校管理下外だけがや賠償事故が発生したら、その状況をすぐに学校まで連絡してください。

## 今年度の学校経営について

校長 浅井 純

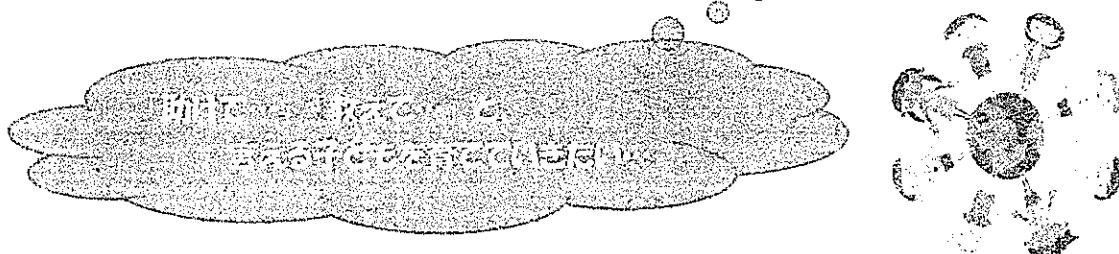
### 1 目標 一学校経営のテーマー



### 2 基本方針

～互いに支えながら合う学校風土と学力向上を目指して～

- ◇ 本校の伝統や地域の特性を踏まえ、子どもと本校の長所を生かした特色ある教育活動を展開していきます。
- ◇ 「いのちと心の教育」を経営の基本に据え、「授業づくりは学級づくり」を合言葉とし、「魅力ある学校づくり」を推進していきます。。



### 3 具体的に努力していく内容

- (1) “不登校「0」”をめざして、全教職員の総力を結集していきます。  
→ つながり合う授業 自治活動（児童会） 縦割り活動 個々への対応
- (2) “確かな学力”を保障する日々の授業づくりをめざしていきます。  
→ 学校研究の推進 時間割の工夫 研修時間の確保 評価シートの活用
- (3) “自ら考え・行動する主体性”を育む教育活動を展開していきます。  
→ 家庭学習の在り方 「点検」から「自主性」へ 教師の適切なかかわり
- (4) “お互いの人権”を大切にできる子どもを育てていきます。  
→ 冷やかしの根絶 人格・個性の受容 対等な関係 「いのちの日」の実践
- (5) “コミュニティ・スクール”のよさを生かした教育活動を推進します。  
→ 読み聞かせ 見守り隊 環境整備 学校支援ボランティア
- (6) “ICT機器を活用した教育活動”を充実させていきます。  
→ 授業の深まり 端末の持ち帰り リモート授業 校務の効率化

### 4 令和5年度 経営基本構想 一グランドデザインー

】※別紙をご覧下さい。

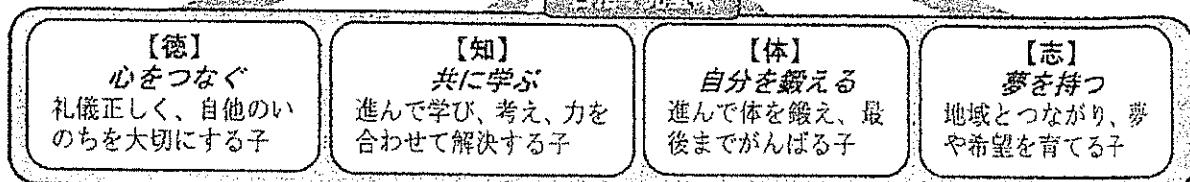
### 5 保護者の皆さんへのお願い

# 経営基本構想 -グランドデザイン-

校訓 因々に新にして 又 目に新にせん

## 学校教育目標

「志を持ち、自らを律し努力する児童生徒の育成」 — 小中共通 —  
～ 魅力ある学校づくり～



「居場づくり」

「働き方改革」

—互いに支えながら合う学校風土と学力向上を目指して—

- ◆伝統及び地域の特性を踏まえ、本校の職員構成を生かした特色ある教育活動を展開する。
- ◆「いのちと心の教育」を経営の基本に据え、「授業づくりは学級づくり」を合言葉とし、  
“魅力ある学校づくり”を推進する。

研究主題 学びを生かし、考えを創出する児童生徒の育成  
～見方・考え方を確かなものにする教師の役割～

経営の重点	重点具体化のための手立て
“魅力ある学校づくり”	◆「居場所づくり」と「絆づくり」の推進
“授業づくりと学校づくり”	◆学校研究を核にした授業づくりと学校体制の充実
“主体性”の醸成	◆教師主導から子ども主体の教育活動への転換
“いのちの教育”の充実	◆互いに支え合い・つながり合う「支持的風土」の醸成
“小中一貫教育”の具現化	◆学校運営協議会を核にした地域との絆づくり
“ICT 機器”の有効活用	◆授業及び校務における日常実践を踏まえた効果検証

「授業づくり」を支える学校研究

— 子ども一人一人を尊び、よさと可能性を引き出す教師のかかわり —

保護者の皆さまへのお願い  
— 年度初めにあたって —

新庄市立日新小学校長

1 事故発生時の対応等について

(1) 児童の事故や怪我があった際の対応について

学校生活の中で児童に怪我があった場合や、体調不良等で容体が心配な場合は、速やかにご家庭に連絡を取り、医療機関を受診していただくことになります。急な連絡になりますが、ご理解とご協力をお願いします。

(2) 登下校の安全確保のための対応について

登下校の方法が多様であるため、時間をずらした登校や臨時的な途中放課は難しい実態があります。登校時、市内に暴風警報等が出されている場合等の対応は、別添(※1)のようにお願いしています。下校は、インフルエンザ等が急に広がった場合や特別な事態が発生した場合でも、通常の下校方法または迎えをお願いしての引き渡しとなります。(いずれの場合も、メール配信等の情報発信に努めて参ります。)

(3) 登下校のバス利用について

登下校のバスには職員は同乗できません。車内では、ルールを確実に守ることが前提です。車内の迷惑行為やルール違反が決してないよう、各ご家庭でも十分なご指導と継続したお声掛けをお願いします。改めて「バス利用の約束」を紙面でお示しします。

(4) 欠席に関する給食費の返金について

事前に、数日間の欠席連絡があった場合、あるいは学級閉鎖等になった場合等、校内規定により給食費を返金いたします。別添(※2)をご参照の上、ご理解ください。

(5) 児童の欠席等の連絡について

児童が欠席する場合、朝、確実にご連絡ください。ただし、担任は児童対応等で大変忙しい状況にあります。欠席の連絡は、職員室で電話を受けた職員が伺い、責任をもって担任に伝えることをご了承ください。

2 学校で元気に学べるために

(1) 元気に活動できる生活

睡眠時間をしっかりと確保し、早起きして朝食を確実に食べて登校するようご協力ください。また、テレビやゲーム、携帯等は、依存状態にならないように使用時間を決め、節度ある使い方をさせてください。(SNS利用等に係る危険性を認識し十分な配慮を!)

特に、土・日等の休日の疲れが、休み明けに残らないようにご配慮をお願いします。

## (2) 挨拶を習慣化するための声掛けを

元気に挨拶できるお子さんと、なかなか、声の出ないお子さんが見られますが、何より他者とのかかわりを意識して自然な挨拶ができるよう、家庭でも声掛けをお願いします。

## (3) 自らの命を守る習慣づくりを

地域生活の中にも、危険がいっぱいの昨今です。自分の命を自分で守れるための声掛けや習慣づくりにご協力ください。特に、登下校時や下校後の交通安全には十分ご注意ください。

なお、自転車のヘルメット着用については、義務化されている点を再確認ください。

# 3 学校と家庭の連携について

## (1) 児童間のトラブルへの対応について

子どもはいろいろな失敗をし、経験を通して学んでいきます。友だち同士のトラブルも大切な経験です。しっかりその子の思いを聴いて受け止めながら、教えるべきことは丁寧に教え諭すようにしましょう。学校でも、失敗やトラブルを成長の機会と捉え、丁寧に指導していきます。

ただし、法に触れたり自他の心身を傷つけたりするようなことがあった場合は、保護者の方にも同席をお願いし、毅然とした指導を共有していきたいと思います。

## (2) 授業参観等について

年間4回程度、授業の様子を見ていただく機会を設けています。子どもたちの学習の様子をじっくりご覧いただきたいと思います。ご家庭では、是非、お子さんへの励ましの言葉をおかげください。

なお、ご来校の際は、校内でのガム等の飲食や授業中の私語等をお控えください。

## (3) 担任への協力と応援について

担任は、精一杯子どもたちのために努力していきますが、時には、至らないことや疑問に感じられることもあるかもしれません。その際は、遠慮なくご指摘ください。真摯に受け止め対応いたします。ただ、子どもたちを前にした担任の批判は、子どもたちの成長に決して好ましい影響は与えません。子どもたちが安心して登校できるようご協力ください。

## (4) 学習に対する心構えについて

子ども達が、生涯に渡って主体的に学ぶ姿をめざし、昨年度末から、「宿題ニやらせられる勉強」を廃止しています。自分で考え、自ら求めて取り組む家庭学習の習慣化をめざしているところです。

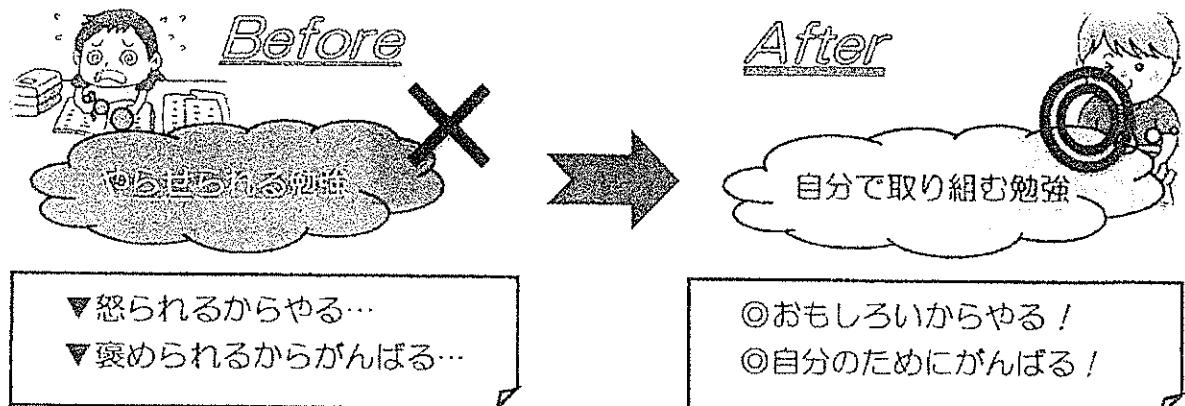
不安や戸惑いを感じられる方もいらっしゃるかもしれません、子ども達の力を信じて、焦らず長い目で見守っていただきますようにお願いします。

なお、具体的な家庭学習の内容や、家庭での声掛けの仕方については、別紙「配布チラシ」を参照ください。

保護者の皆様へ

## 「宿題」がなくなります

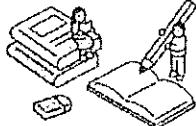
本校では、子ども達にこれまで以上に“確かな力”を育んでいくことをめざして、家庭学習の在り方を大きく転換することにしました。



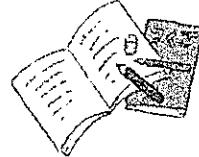
日新小学校では、こんな家庭学習をめざしていきます

① めやすの家庭学習時間をめざす

毎日、取り組む内容を自分で考えて、「学年×  
10+10分」の学習時間を確保していきます。



1年生	20分	2年生	30分	3年生	40分
4年生	50分	5年生	60分	6年生	70分



② 授業の復習及び予習に取り組む

授業内容の復習や、翌日の予習に取り組んでい  
きます。教科書を読むことから始めましょう。

③ 答え合わせや点検も自分の方で

先生やお家の人に頼らず、自分の力で勉強に取  
り組みます。提出や点検はなくなります。

④ 読書や自分の興味に応じた学習

自由読書も学習時間に含まれます。自分の興味  
に応じた読書や学習をどんどんやりましょう。

★こんな声掛けをお願いします★

▼勉強しなさい！ → ◎何かすることはないの？ ※子どもに考えさせましょう…

▼偉いね！（賞賛） → ◎きっと自分のためになったね！（価値づけ）

(※1)

令和5年4月22日

保護者各位

新庄市立日新小学校  
校長 浅井 純

### 登下校の安全確保に関するお願い

本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

また、児童生徒の安全な登下校の確保につきましては特にご配慮いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本校では、気象状況等を踏まえた登校下校の安全確保へ向け、以下のように対応しておりますので、ご理解とご協力等をお願い申し上げます。

#### 記

- 1 原則として、朝6時の時点で、新庄市内に「暴風（特別）警報」または「暴風雪（特別）警報」が発令されている場合、当日を臨時休業（休校）とします。
- 2 それ以外の「警報・注意報」等の場合は、原則通常の方法で、安全に注意しながらの登校となります。
- 3 児童の下校時間帯に、新庄市内に「暴風雪（特別）警報」または「暴風（特別）警報」が発令された場合等には、学年や下校方法の種別に応じて、臨時の安全措置を講じることが考えられます。その際は、メール等により連絡いたします。
- 4 その他  
児童の登下校の安全確保については、メール配信等による迅速な連絡に努めます。やむを得ず急な対応をお願いすることも考えられますので、その際には、何卒ご協力をお願いいたします。

～ 以上の対応方針は、日新中学校と同様となっています。～

(※2)

令和5年4月22日

保護者各位

## 給食費の返金について

新庄市立日新小学校長

1 給食費の返金は、次の場合に限って対応します。

(1) 個人への対応

- ①病気入院その他の事由（感染症等を除く）で、連続して5日以上の欠席となる連絡があった場合。
- ②事情あって長期の欠席が見込まれ、給食を止める依頼があった場合。

(2) 学級・学年（学校）全体への対応

\*感染症や非常災害等、特別な事情により学級・学年・学校に閉鎖措置を講じた場合。

2 返金の内容は以下の通りとします。

(1) 個人については、連絡を受けた日の4日目以後の給食について、全品の納入を停止し全額を返金します。

(2) 学級・学年・学校の閉鎖については、以下を原則に対応します。

- ①閉鎖を決定した翌日（閉鎖1日目）の給食については、物資納入の変更が難しいため、返金は行いません。
- ②閉鎖2日目、及び3日の給食については、変更依頼が可能な主食と牛乳の発注を取り消し、その分の返金を行います。
- ③閉鎖4日目以降の給食については、全品納入を停止し、全額返金します。

3 返金の方法は以下を原則とし、状況に応じて適切に行います。

- (1) 可能な限り現金の取り扱いを避けるため、5年生以下については、翌年度初回の集金で調整させていただくことをご了承ください。
- (2) 6年生については、卒業式当日、一括返金を行います。
- (3) 時期的に可能であれば、学年会計への繰り入れも検討させていただくことをご理解ください。